

受命裁判官認印

受命裁判官認印

和 解 調 書

|             |                                      |
|-------------|--------------------------------------|
| 事 件 の 表 示   | 平成31年(ワ)第2767号                       |
| 期 日         | 令和3年1月22日午前11時30分                    |
| 場 所         | 大阪地方裁判所第3民事部和解室                      |
| 受 命 裁 判 官   | 林 潤                                  |
| 受 命 裁 判 官   | 薦 田 淳 平                              |
| 裁 判 所 書 記 官 | 千 足 直 子                              |
| 出頭した当事者等    | 原告代理人 位田浩<br>原告代理人 竹薮豊<br>被告代理人 多田博行 |
|             | 手 続 の 要 領 等                          |

当事者間に次のとおり和解成立

第1 当事者の表示

別紙当事者の表示記載のとおり

第2 請求の表示

請求の趣旨及び請求の原因は、訴状のとおりであるから、これを引用する。

(訴状送達の日翌日は平成31年4月13日)

第3 和解条項

別紙和解条項記載のとおり

裁判所書記官 千 足 直 子



(別紙)

当事者の表示

大阪府

原告

同訴訟代理人弁護士

同

位 田 浩

竹 藪 豊

東京都千代田区大手町1丁目7番2号

被告

同代表者代表取締役

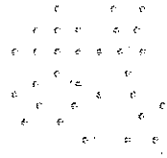
同訴訟代理人弁護士

株式会社産業経済新聞社

飯 塚 浩 彦

多 田 博 行

以上



(別紙)

## 和解条項

- 1 原告及び被告は、原告と被告との間の新聞販売取引において、独占禁止法が禁止する押し紙の事実はなかったことを相互に確認する。
- 2 被告は、原告の将来分拡張カードに関する本件請求について複数の問題点が存在するという前提の上で、早期解決のための特例として、原告に対し、本件解決金として、令和3年2月末日限り、300万円を、原告指定の下記口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告の負担とする。

### 記

銀行名 : 銀行 支店

口座番号 : 普通預金口座

口座名義 : (アスカキョウチ ベンゴシ イグ ヒロシ)

預り金口 弁護士 位田 浩

- 3 原告及び被告は、原告と被告との間には、本和解条項に定めるもののほか、名目のいかんを問わず、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 4 訴訟費用は各自の負担とする。

以上

これは正本である。

令和3年1月25日

大阪地方裁判所第3民事部

裁判所書記官 千足直子

